

令和5年度 第3回

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊資料
No. 1

第2回広島県製鉄業等最低賃金専門部会議事要旨P. 1

広島地方最低賃金審議会
 第2回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業
 その他の鉄鋼業最低賃金専門部会
 議事要旨

開催日時	令和5年10月17日(火) 13時54分～15時00分		
開始場所	広島合同庁舎号3館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3人 出席 3人 出席 2人	定数 3人 定数 3人 定数 3人
主要議題	1 広島県製鉄業等最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は前回労働者代表委員から金額提示があったものの、使用者代表委員からは金額提示がなされていなかったことから、使用者代表委員に金額提示を求めた。</p> <p>使用者代表委員は、「中小規模事業者の賃上げを考慮し、賃上げ状況が連合広島は従業員300人未満規模の事業者で、2.90%、同じく経団連が2.94%であり、これらを考慮して、2.92%、30円の引上げ額を提示する。」との金額提示があった。</p> <p>その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたところ、労働者代表委員が引上げ額を43円から42円に変更し、使用者代表委員が引上げ額を30円から36円に金額変更したが、双方の意見の隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、次回に審議を持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会 日 時 10月26日(木) 10時00分～ 会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室 主な議題 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について</p>			